京都北部地区におけるタクシーの運賃改定要請(申請)状況について

京都北部地区におけるタクシーの運賃改定要請(申請)については、令和5年12月4日に、 要請(申請)があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体 車両数の7割を超えましたので、お知らせします。

●京都北部地区(令和5年12月4日現在)

要請状況	要請件数(件)	要請車両数(両)	要請割合(%)	地域の全車両数(両)
(最初の要請日)				
令和 5 年 9 月 15 日				
	6	227	85.02	267
(3ヶ月経過日)				
令和 5 年 12 月 15 日				

※京都北部地区

京都府綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、与謝郡、船井郡、京都市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。)

※運賃改定は、最初の要請(申請)があった時から3ヶ月の間に要請(申請)を受け付け、要請 (申請)があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両 数の7割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始しま す。

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係

電話:06-6949-6446